

～利用案内書～

【2025年度 第2版】

～「もったいない」を「分かち合い」、「ありがとう」へ～

私たちは、社会の食品ロス削減および社会福祉の増進のために、
フードバンクシステムの確立をめざします。

更新日：2025年9月10日

〒236-0051 横浜市金沢区富岡東2-4-45

電話：045-349-5803 FAX：045-349-5804

E-mail： info@fb-kanagawa.com

ホームページ：<https://www.fb-kanagawa.com>



フードバンクかながわ利用案内書

【 目 次 】

1. フードバンクかながわのご紹介

- (1) 設立趣意書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (2) 運営組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 食品提供先組織・団体について
 - ① 食品分配の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ② フードバンクかながわを利用するための団体要件・・・・・・・・ 4
 - ③ 子ども食堂・地域食堂等の要件・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

2. 団体登録手順と食品提供の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

3. お守りいただきたいこと

- (1) 賞味期限・消費期限の厳守・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 食品利用者の限定と提供状況の記録・・・・・・・・・・ 6
- (3) 食品の寄贈理由をご理解ください・・・・・・・・・・ 6
- (4) 転売禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (5) ゴミの処理は確実に・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (6) 寄贈食品の品質に関わる責任と問い合わせ先・・・・ 6
- (7) 情報発信に関する注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

4. 問題発生時の対応フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

5. フードバンクかながわからの提供食品のお渡し方法・・・・・・・・ 8

6. 提供食品の受取場所のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

7. よくあるお問合せ（FAQ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

8. フードバンクかながわのフードバンクシステム概要（フロー図）・・・・ 13

9. 参考資料（帳票類ほか）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

1. フードバンクかながわのご紹介

(1) 設立趣意書

今日、日本の様々な分野において格差と貧困が広がっています。

日本の貧困率は15%を超え、先進国の中でも“貧困大国”といわれる深刻な状況にあります。

経済的な格差の拡大に加え、地域コミュニティや家族関係の変容により、高齢者や子どもの貧困化をはじめ、社会的弱者の孤立化が進行しています。こうした事態に現在の社会保障制度や公的機関はセーフティ機能を十分に果たしていません。

その一方で、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」が年間推計621万t（事業系339万t、家庭系282万t）も発生しているといわれています^{（※）}。

このように深刻化した日本の貧困化に対し、地域では市民同士のたすけあい、支えあいが様々に試みられています。今日全国的に広がりを見せている見守りや居場所づくり、フードバンクや子ども食堂といった取り組みもその試みのひとつです。

私たち協同組合、労働福祉団体、市民福祉団体は生産者・消費者によるたすけあいの組織であり、働く人々や市民同士によるたすけあいの組織です。

これらの組織が持つ食料の生産、流通の機能、人と人とが協同し相互扶助をはかるといったインフラと体制は、個人、諸団体、企業、行政等と連携することで今日の「貧困問題」「食品ロス問題」の解決の一端を担いうるものと考えます。

私たちは、個人や団体・企業から消費するには十分安全であるにもかかわらず廃棄されてしまう食料の寄贈を受け、支援を必要としている生活困窮者等に非営利団体を通じて適切に配るフードバンクシステムの確立をめざします。あわせて、この事業を通じ地域の「たすけあい」「支え合い」「分かち合い」、相互扶助の社会づくりをめざすとともに、社会の食品ロス削減に向けた意識の向上を図り、社会福祉及び資源・環境保全の増進に寄与することを目的に、一般社団法人フードバンクかながわを設立します。

※2014年度数値です。

最新の推定値…2023年度年間推計464万t
（事業系231万t、家庭系233万t）

2018年3月11日

一般社団法人フードバンクかながわ

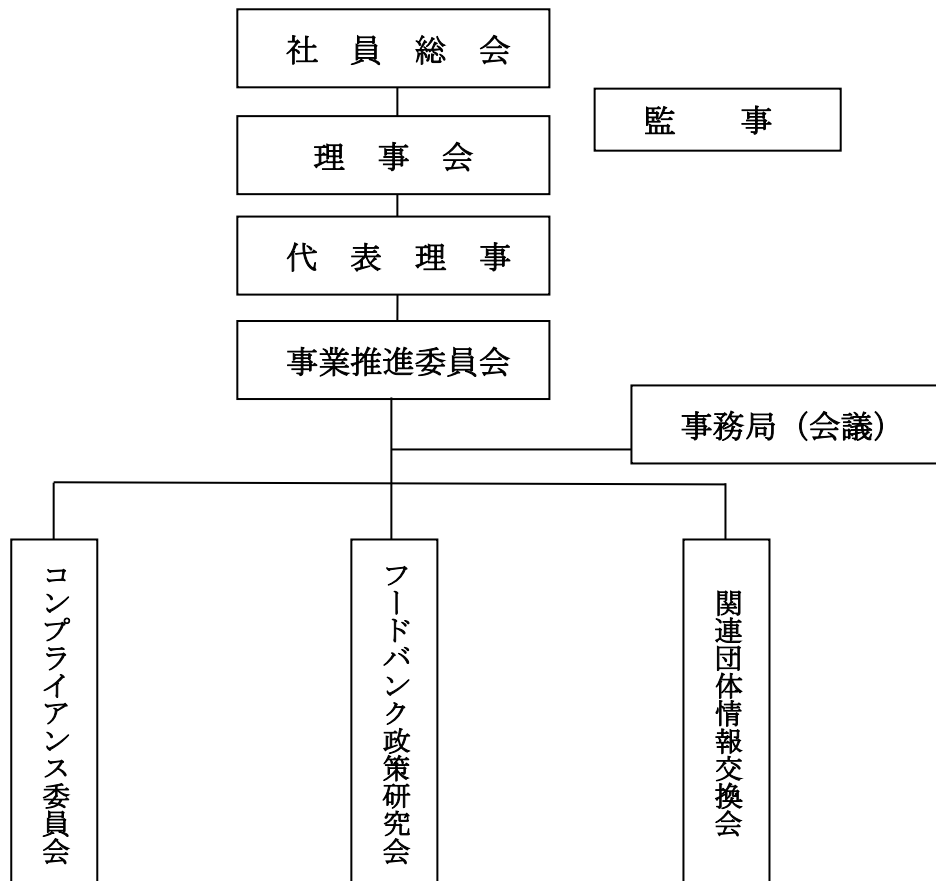


「もったいない」を「分かち合い」、「ありがとう」へ

【設立準備会構成団体】（当時の名称 50音順）

かながわ勤労者ボランティアネットワーク
神奈川県生活協同組合連合会
神奈川県農業協同組合中央会
神奈川県労働者福祉協議会
公益財団法人かながわ生き生き市民基金
公益財団法人横浜YMCA
生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ
生活協同組合ユーコープ
生活クラブ生活協同組合
全労済神奈川推進本部
中央労働金庫神奈川県本部
特定非営利活動法人参加型システム研究所

(2) 運営組織図【ガバナンス】



- ◆社員総会：公益社団法人の最高決定機関で、定期総会を毎年6月に開催し前年度の事業報告及び次年度事業計画の承認、理事・監事の選任等を行います。
- ◆理事会：代表理事2名、常務理事2名、理事11名及び監事2名で構成し、定例理事会を年4回開催します。
- ◆事業推進委員会：法人の事業計画の具体化を図るための法人内の委員会で、事業推進委員会規則に基づき運営します。新規の食品提供団体、食品寄贈団体（事業者）の合意書締結の可否判断（承認）を行います。
- ◆関連団体情報交換会：フードバンクかながわに食品を寄贈いただいている企業・団体、およびその食品を利用する行政・社協・団体等の情報交換の場です。
- ◆フードバンク政策研究会：フードバンクに関わる事例の共有から現場から見た政策提案をまとめ、関係団体の政策提案・予算要望の補足資料として活用します。
- ◆コンプライアンス委員会：フードバンクかながわ倫理規則に則り、役職員の職務が遂行され事業が運営されていることの点検・管理を行います。

(3) 食品提供先組織・団体について

① 食品分配の考え方

フードバンクかながわは、団体・企業や個人から「さまざまな理由で販売できなくなった食品」「家庭で眠っている食品」などをご寄贈いただき、「食の支援を必要としている人」を支援し、以下の条件を満たす行政機関・社会福祉協議会・非営利団体等に無償で提供いたします。

取り扱う食品の量と種類には限度があります。皆さまからの希望量がフードバンク倉庫の在庫を上回る場合は「生活困窮者を支援している団体」を優先させていただきますのでご理解ください。

なお、フードバンクかながわは中間支援団体のため、直接個人への提供はしておりません。

② フードバンクかながわを利用するための団体要件

- i) 食の支援を必要としている方を支える行政機関または非営利団体であり、少なくとも月1回以上、支援活動等を実施していること。
- ii) 法人格の有無は問いませんが、組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があり、会計報告等を公開できること。
- iii) 非営利活動であることと併せ、収益事業でないこと。提供する食品を受取団体・施設等の収益事業に使用される場合は、フードバンクかながわを利用できません。
- iv) 当法人の倉庫、または指定する中継拠点（食品等受取場所）までの受取・運搬体制がある、または、宅配便等の送料負担（着払い）が可能な団体で、かつ提供食品を安全に保管する場所があること。
- v) 冷凍食品の提供を希望する団体は、冷凍ストッカー等－18℃以下を確保できる冷凍設備を有していること。
- vi) 「合意書」締結後、別紙の「利用団体登録申請書」を送付いただき、事前確認の上で食品分配を開始します。
- vii) 別紙の「利用報告書」を定期的に提出できること（年4回。個人情報記載の必要はありません）。
- viii) 地域フードバンク等で個人のほか団体等へも支援している場合は、在庫・入出庫管理ができ、記録していること。
- ix) 原則として、直接個人には分配しません。

3) 子ども食堂・地域食堂等の要件

子ども食堂等、調理した食品を提供する団体等については、上記②の団体要件に加え、以下の要件を満たす団体に限り、食品を提供します。

- i) フードバンクより提供する食品を安全に保管できる場所があり、管理担当者を決めていること
- ii) 衛生管理上、必要な調理設備が整っている食事提供場所（活動実施場所）があり、衛生管理担当者を決めていること。
- iii) 3名以上のメンバーが活動していること。
- iv) 万一食品事故等が発生した場合に、利用者等に連絡する方法があること。
- v) 利用者のうち子どもは100 円以下、高齢者・障がい者などは300円以下の利用料で運営していること。

2. 団体登録手順と食品提供の流れ

- (1) 食品の受取を希望する団体は、本利用案内書添付の「利用団体登録申請書」をご提出ください。
- (2) フードバンクかながわの事務局スタッフが、面談に訪問させていただきます。現地で「利用要件」を満たしていることを確認の上、当団体の事業推進委員会で利用の可否判断（承認）を行い、結果をご連絡します。
- (3) 合意書およびアンケートの原本（Excelデータ）を利用可能団体へメールでお送りします。
- (4) 利用可能団体は、「合意書」（2部）に必要事項の記入と押印の上、ご提出をお願いします。
（フードバンクかながわの代表理事印押印の上、利用団体控えとして1部を返送させていただきます）
- (5) 「提供希望食品等アンケート」には受取希望日・希望品目の数量等必要事項を記入の上、利用の都度、メールでお送りください。
※合意書およびアンケートの原本（Excelデータ）は、登録可能の団体へメールでお送りします。
- (6) フードバンクかながわでは、寄贈品の入荷予定・在庫状況等諸条件を勘案し、「提供希望食品等アンケート」に沿って、提供食品と納品書を用意します。
- (7) 各団体は、「提供希望食品等アンケート」に記入した受取希望日に、倉庫（横浜市金沢区）または、指定の中継拠点にて提供食品をお受け取りください。
- (8) フードバンクかながわより提供した食品が適正に管理・使用されているか、調査をさせていただく場合があります。

※フードバンク活動の性質上、提供内容に変更が生じる場合は都度協議とします。また上記の流れは原則を示しており、状況に応じて内容が変更されることがあります。

3. お守りいただきたいこと

フードバンクかながわは企業・団体より食品寄贈を受ける際、食品の扱い等に関する「合意書」を締結しております。そのため、食品受領にあたっては次のことを必ずお守りください。

(1) 賞味期限・消費期限の厳守

受け取った食品は必ず賞味期限・消費期限内での活用をお願いします。食品受領時には、食品の状態・賞味期限・アレルギーを必ず確認してください。

万一保管中に賞味期限・消費期限が切れてしまった場合はフードバンクかながわにご連絡ください。

(2) 食品利用者の限定と提供状況の記録

フードバンクかながわが提供する食品は、企業・団体よりトレサビリティの確保（最終受益者までの食品の流れの把握）を条件に寄贈いただいておりますので、以下を厳守してください。

- ① 受け取った食品は、原則として団体内で活用してください。個人情報保護の観点から提供先個人名の提供は求めませんが、貴団体で、食品を提供した個人を特定できる記録の管理・保管

をお願いします。食品リコール発生などの際に、受け取られた方への連絡をお願いすることがあります。

- ② 受け取った食品を、さらに他の団体にて活用したい場合は、必ずフードバンクかながわへ事前承諾をとった上で、同意した手順にしたがってください。また提供先団体に対し、当該項目「3. お守りいただきたいこと」の内容を指導・徹底していただく必要があります。また、食品提供先団体名・食品名・提供した数量・提供日等を記録いただき、予め合意した形式でフードバンクかながわへ定期的に報告をお願いいたします。

(3) 食品の寄贈理由をご理解ください

企業・団体からの寄贈食品は、正規の市場流通品のほか非正規流通品（※）も含まれます。受け取る食品の寄贈理由や特徴を理解した上で、貴団体および最終受益者ご自身が食品を確認しながら利用されますようお願いいたします。

※賞味期限が2カ月以上残っているが出荷期限が切れている、外装や包材のへこみ、ラベルの印字ミス、梱包の破損、季節外れ、規格外など

また、企業の意向やブランド保持を目的に、食品の再包装や不特定多数への配布制限・提供先制限などをお願いをする場合がありますのでご承知おきください。

(4) 転売禁止

提供食品の転売やバザーなど営利を目的とした転用は固くお断りいたします。また、目的外の横流しなどがなく、食品の管理は貴団体の責任においてお願いいたします。

万一、不正利用などが確認された場合、以降の食品提供を中止させていただく場合があります。ご不明点はお問い合わせください。

(5) ゴミの処理は確実に

イベントや炊き出しなど、特に野外で提供食品を利用もしくは配布される場合、包装資材などのゴミについては貴団体がその責任において対処してください。

周辺環境に配慮いただくとともに、ゴミの散乱により食品メーカーへのクレームなどにつながらないように十分にご注意ください。

(6) 寄贈食品の品質に関わる責任と問い合わせ先

提供段階、および賞味期限・消費期限までの食品の品質については、基本的に食品メーカーおよびフードバンクかながわで品質保証を行っておりますが、提供後の保管状態や、賞味期限・消費期限の遵守などについては、貴団体および最終受益者の責任にてお願いします。

なお食品についてお気づきの点は、まずフードバンクかながわへご連絡ください。当団体が提供する食品には、非正規流通品も含まれているため、直接食品メーカーへ問い合わせた場合、出荷履歴が照合できないなどの混乱が起きるため、ご協力をお願いいたします。連絡先は「巻末の問い合わせ先」をご参照ください。

(7) 情報発信に関する注意

寄付・寄贈活動の公表を望まない企業・団体もあります。このため、ブログや広報誌等でフード

バンクかながわから受け取った旨を掲載する場合は、原則として食品寄贈事業者や食品メーカーの社名、ロゴ、商品名を出さないでください（フードバンクかながわの名前を出していただくことは問題ありません）。もし掲載を希望する場合は、フードバンクかながわへご連絡ください。食品寄贈事業者へ公表の可否を確認させていただきます。

またマスコミの取材などを受ける際、その中で受け取った食品や食品寄贈事業者、フードバンクについて取り上げられる場合は、事前にフードバンクかながわにご連絡をお願いします。必要に応じて食品寄贈事業者への連絡等の対応を検討いたします。

4. 問題発生時の対応フロー

万一、寄贈食品による食中毒などの食品事故が発生した場合や、寄贈食品の劣化や腐敗等の不良が発見された場合には、次の対応フローにもとづき対処します。ご確認・ご協力をよろしくお願いします。

(1) 被害者救護

人的被害があった場合には、まず救護を最優先してください。必ず医療機関で適切な処置を施してください。人的被害の有無にかかわらず、フードバンクかながわより指示があるまで当該食品を保管してください。原因究明のため当該食品の回収・検査が必要となる場合があります。保管にあたり何らかの危険等がない限り、よろしくお願いします。

(2) 状況確認

できるだけ早く、事故があった旨の連絡をフードバンクかながわにお願いします。双方が持つ情報を共有し、いつ、誰が、どこで、何を食べ、どのようなことがあったか、その時点で可能な範囲で原因を確認させていただきます。必要性・緊急度に応じて寄贈主と連絡を取り、さらに原因を究明します。

(3) 拡大（蔓延）防止

事故・不良の原因が当該寄贈食品自体にある可能性が考えられる場合は、同じ被害が他の場所でも発生する可能性がありますので、各受取団体よりその食品を渡した可能性がある全ての人に状況を伝え、異常がないか確認をお願いします。また、状況に応じて、利用者から当該寄贈食品の回収が必要となる場合がありますのでご協力をお願いいたします。フードバンクかながわでは、当該寄贈食品を提供したすべての受取団体に事故情報を伝達し、状況を確認します。

(4) 原因調査・事後の対応・再発防止策の協議

フードバンクかながわより食品寄贈事業者に対応状況を報告します。寄贈側、受取側、フードバンクかながわの三者で情報を共有しながら事故原因の調査、事後の対応、再発防止策を協議します。

5. フードバンクかながわからの提供食品のお渡し方法

(1) フードバンクかながわ倉庫（以下FB倉庫）でのお渡し

◆各団体よりFB倉庫（横浜市金沢区）まで受け取りにきていただくことを基本としています。

- ① 受付：平日：月～金曜日の午前9時～午後5時
- ② 期日等：「提供希望食品等アンケート」に受取希望日を記入の上、原則2週間前までに原則メールでお知らせください。
- ③ 手続等：準備しておいた食品をお渡しします。一緒にセットした「納品書（控）」に受け取りサインの上、事務局にご提出願います。

(2) 宅配便等による送品（送料着払い）

◆運搬体制のとれない団体向けの対応方法です。宅配便等の送料は各団体にてご負担ください。

- ① 受付：平日：月～金曜日の午前9時～午後5時
- ② 送品先：送品先は、各団体の事務所や活動拠点、提供食品保管場所等、着払いの料金支払いができる方がいることが必要条件です。利用者（個人）に直接送品はできません。
- ③ 手続等：「提供希望食品等アンケート」をご提出の際、着払い希望であることと、希望郵送先をご指定ください。
- ④ 留意点：重量・大きさによっては複数箱での送品となり、着払い料金が増える場合もありますので、予めご了承ください。

(3) 中継拠点での受け取り

◆FB倉庫より遠隔地にある団体のために、3生協のご協力により「中継拠点（提供食品受取場所）」を設置します。中継拠点にはフードバンクのスタッフ・事務局はおりませんので、連絡調整等は全てFB倉庫（横浜市金沢区）にて行います。

- ① 受付：FB倉庫での受付です：平日：月～金曜日の午前9時～午後5時
- ② 送品先：各利用団体が「事前登録」した中継拠点に、セットした食品を送品します。
- ③ 手続等：受取方法及び受取可能日時は、中継拠点（生協）毎に異なります。（受取場所案内参照）
 - ・各団体へ事前にメール送信している「納品書（控）」を引渡証兼入館証明としていますので、必ずご持参下さい。
 - ・提供食品は、ケース単位(箱)とバラ品を専用ダンボール箱に入れ「〇〇団体行き」（〇個〇＝箱数）と記載した紙を貼って、カゴ車に乗せ中継拠点へ運搬しています。
 - ・中継拠点では「受取箱数」を確認いただき、「中継拠点受取・利用団体一覧」に受取サインをお願いします。各団体の保管場所にて「納品書（控え）」に基づき、検品（確認）いただき、「納品書（控）」に確認サインの上、フードバンク倉庫にメール添付またはFAXにて送信願います。
- ④ 留意点：必ず指定期日内に受け取るようお願いします。提供食品に関する詳細等は、中継拠点スタッフ（＝生協職員）では判りませんので、フードバンク倉庫にご連絡ください。
- ⑤ お願い：多くの団体等が中継拠点を活用する場合、中継拠点のスタッフでは対応しきれなくなることとも予想されます。同一エリア（市区町村等）の団体間で分担・調整等いただき複数団体分を受け取りいただくようご協力いただければ幸いです。

6. 提供食品の受取場所のご案内

(1) フードバンクかながわ倉庫

◇所在地：横浜市金沢区富岡東2-4-45（横浜シーサイドライン「鳥浜」駅より徒歩3分）

TEL：045-349-5803 FAX：045-349-5804

◇受取可能曜日・時間帯

月～金曜日の10時～17時

Email：info@fb-kanagawa.com

HP：https://www.fb-kanagawa.com

※4 tトラックまでは、搬入出可能



(2) 中継拠点（2025年9月10日現在 ※中継拠点は追加・変更等する場合があります）

※中継拠点には、フードバンクかながわのスタッフはおりません。連絡調整等は全て上記のフードバンクかながわ倉庫（横浜市金沢区）にて行います。神奈川県内の生活協同組合の配送センター等に「中継拠点」（受渡場所）としてご協力いただいておりますのでご理解願います。

（中継拠点までの運搬費用は、フードバンクかながわにて負担します。）

※中継拠点での食品受取方法等のルールについては、別途ご案内します。

① 中継拠点-1

住 所：相模原市中央区田名8301-1

施設名：生活協同組合ユーコープ

おうちCOOP相模原センター

受取可能曜日・時間帯

金曜日 11時～14時

受付場所 センター事務所



② 中継拠点-2

住 所：海老名市上今泉5-27-45

施設名：生活協同組合ユーコープ

おうちCOOP海老名センター

受取可能曜日・時間帯

金曜日 11時～14時

受付場所 センター事務所



③ 中継拠点-3

住 所：藤沢市石川1-5-11

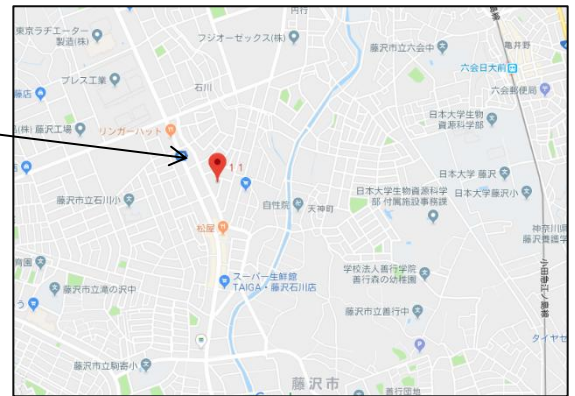
施設名：生活協同組合ユーコープ

おうちCOOP藤沢センター

受取可能曜日・時間帯

金曜日 11時～14時

受付場所 センター事務所



④ 中継拠点-4

住 所：綾瀬市吉岡東3-7-9

施設名：生活クラブ生活協同組合

あやせ総合センター

受取可能曜日・時間帯

火曜日 10時～11時

受付場所 センター事務所



⑤ 中継拠点-5

住 所：川崎市麻生区王禅寺西5丁目2-14

施設名：生活協同組合パルシステム神奈川

麻生センター

受取可能曜日・時間帯

金曜日 11時～14時

受付場所 センター事務所



⑥ 中継拠点-6

住 所：小田原市前川1-3

施設名：生活協同組合ユーコープ

おうちCOOP小田原センター

受取可能曜日・時間帯

金曜日 11時～14時

受付場所 センター事務所



⑦ 中継拠点-7

住 所：横浜市鶴見区矢向1-1-47

施設名：生活協同組合ユーコープ

おうちCOOP横浜東部センター

受取可能曜日・時間帯

金曜日 11時～14時

受付場所 センター事務所



⑧ 中継拠点-8

住 所：平塚市小鍋島2108

施設名：生活協同組合パルシステム神奈川

平塚センター

受取可能曜日・時間帯

金曜日 11時～14時

受付場所 センター事務所



⑨ 中継拠点-9

住 所：横浜市瀬谷区阿久和南4-3-10

施設名：生活協同組合ユーコープ

おうちCOOP横浜瀬谷センター

受取可能曜日・時間帯

金曜日 11時～14時

受付場所 センター事務所



7. よくあるお問合せ（FAQ）

Q1、フードバンクかながわの活動資金はどのようにしていますか？

A1、フードバンクかながわでは、公益目的に限定して事業を行っており、収益事業は行っていません。全額正会員（団体）からの会費、企業や個人からの賛助会費、寄付金でまかなわれています。

Q2、提供される食品の種類はどのようなものがありますか？

A2、お米・飲料・調味料・缶詰・お菓子など様々ですが、上記「3-(3):食品の寄贈理由をご理解ください」に記すような特徴のある食品も含まれることをご了解ください。

Q3、食品の提供を受けたい場合、どのような手続きが必要ですか？

A3、状況に応じて対応が異なりますので、まずはお問い合わせください。なお、食品提供にあたり、事前確認のため団体を訪問させていただきます。

Q4、提供食品のリクエストは可能ですか？

A4、フードバンクの在庫はその時々により異なりますので、基本的にはリクエスト通りのものを提供することはできません。しかし、事前に「提供希望食品等アンケート」にて要望等を伺い、極力それに近い食品を提供できるように努力しています。

Q5、賞味期限の切れた食品は取り扱っていますか？

A5、取り扱っていません。

Q6、使用せずに賞味期限・消費期限が切れた食品はどのようにすればいいですか？

A6、フードバンクかながわにご連絡いただいた上で、貴団体に廃棄を原則とします。できるだけ食品が無駄にならないよう、使用見込みのない食品が出た場合は期限前に余裕を持ってお知らせください。

Q7、賞味期限・消費期限内でも、使用の予定がなくなった余剰の食品はどのようにすればよいですか？

A7、状況次第で対応が異なりますのでフードバンクかながわへご連絡ください。

Q8、フードバンクかながわに寄付したいのですがどのようにすればいいですか？

A8、ありがとうございます。当団体ホームページより「お金の寄付」のページをご覧ください。

https://www.fb-kanagawa.com/support_donation.html

Q9、提供された食品を他の施設や団体へ分配することは可能ですか？

A9、事前登録（地域フードバンク活動団体）している団体以外は、必ず事前にフードバンクかながわにご連絡ください。承認の上、合意した手順に従って提供していただきます。その際は貴団体より提供先に対し、「3. お守りいただきたいこと」の内容を連絡、徹底していただく必要があります。

Q10、メディアからフードバンクや寄贈食品について取材を受けてもよいでしょうか？

A10、食品を提供いただいた企業等の事前了解が必要な場合があります。必ず事前にフードバンクかながわにご連絡・ご確認ください。

Q11、フードバンクかながわからメディア取材の協力を依頼された場合、受けなければいけないのでしょうか？

A11、受取団体の事情により難しい場合はお断りいただいて結構です。もし撮影制限付きなどであってもご協力いただけるようであれば、メディアと交渉の上多くの場合は対応できますのでご相談ください。

Q12、フードバンクかながわが取り扱う食品の安全性はどのようになっていますか？

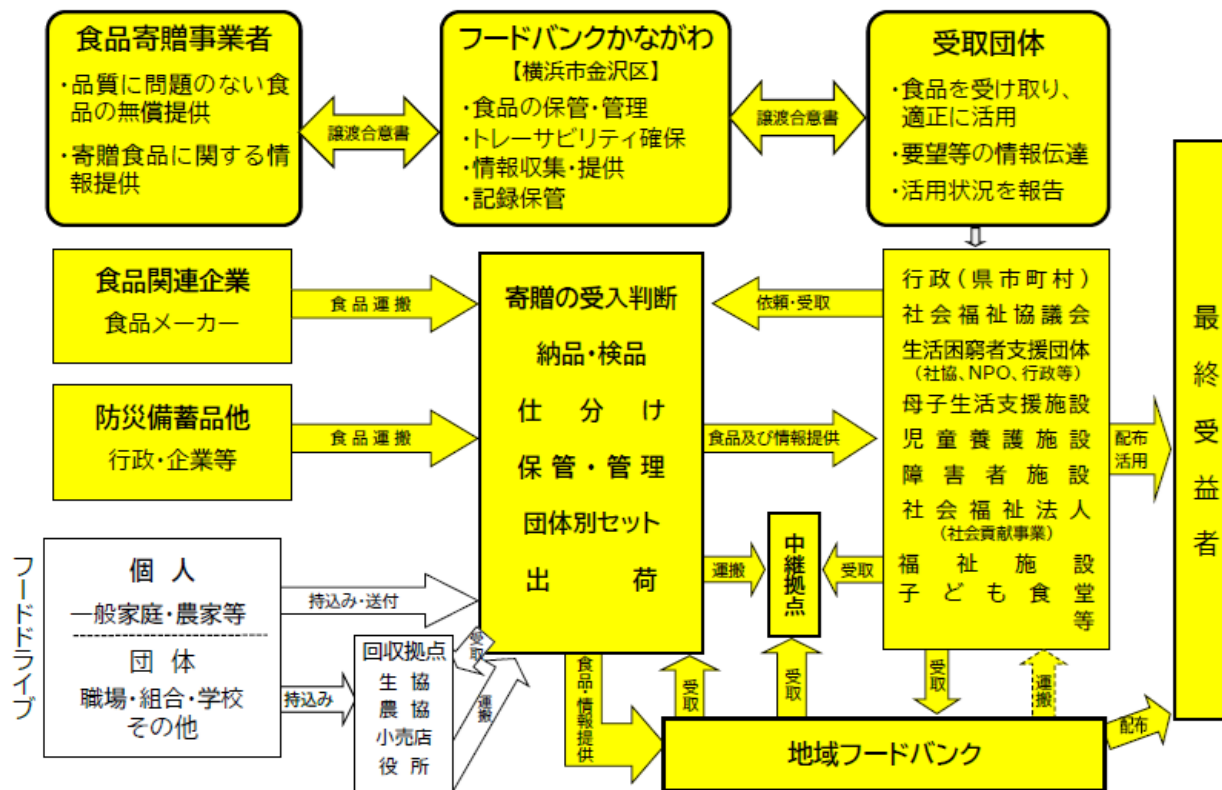
A12、寄贈品は人による使用に適しており適用のある関係法令に従っていなければならない旨を寄贈者より同意また、合意書を締結の上、寄贈品を受け取っています。

Q13、フードバンクかながわでボランティアをしたいのですが、どうしたらよいですか？

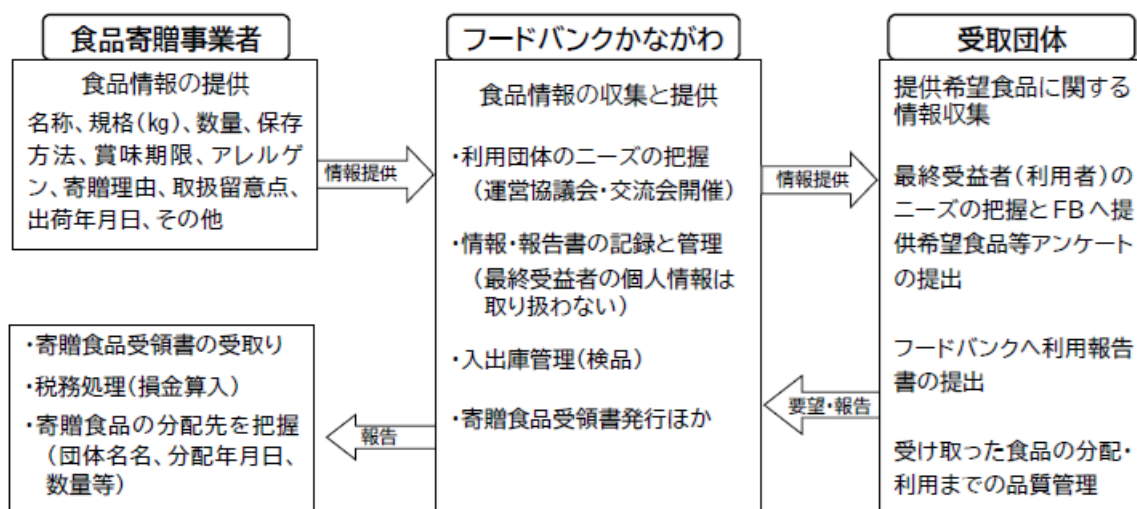
A13、ありがとうございます。当団体のホームページより「ボランティアについて」のページをご覧ください。https://www.fb-kanagawa.com/support_volunteer.html

8. フードバンクかながわのフードバンクシステムの概要（フロー図）

(1) 提供・寄贈食品の流れのイメージ図



(2) 情報の流れのイメージ（事業者等からの寄贈の場合）





公益社団法人フードバンクかながわ 利用団体登録申請書

「もったいない」を「分かち合い」-「ありがとう」へ

フードバンクかながわからの食品寄贈を受けたいので、下記内容で利用団体の登録を申し込みます。

申込年月日 年 月 日

団 体 名	フカナ		
活動拠点	名 称 : 所在地 : 〒		
代 表 者 氏 名	氏名	TEL :	FAX :
E - m a i l			
連絡窓口担当氏名	氏名	TEL :	FAX :
E - m a i l			
ホームページ URL			
食の支援を必要としている方への支援活動内容	活動頻度 : 提供食品保管場所 : 冷凍食品の保管場所 : あり () ・ なし		
上記以外の活動 (概要)			
子ども食堂等の 記入・確認欄	活 動 拠 点 名 : 活 動 拠 点 住 所 : 食品管理担当者名 : 衛生管理担当者名 : 活 動 頻 度 : 月 回 (備考) 利用料金等 : 子ども : 円、高齢者等 : 円、障がい者 : 円 大 人 : 円、その他 () : 円 ◆利用案内書の「(3) 食品提供先組織・団体の子ども食堂・地域食堂等の要件」を すべて満たしていますか? 【 はい ・ いいえ 】		

※ご記入いただきました個人情報、登録・管理及びフードバンクかながわに関する情報提供等以外には使用いたしません。

◆申込内容を確認させていただいた上で、食品提供の可否について連絡させていただきます。食品提供可能との連絡をさせていただいた団体は、別紙の「合意書」2部に必要事項をご記入・押印の上、フードバンクかながわ事務所にご郵送ください。提供希望食品等アンケートはメール添付にてご送付ください。

食品の譲渡に関する合意書

(食品の受取先団体用)

公益社団法人フードバンクかながわ(以下「甲」という。)と〇〇(以下「乙」という。)は、甲の乙に対する食品の譲渡に関して、以下のとおり合意する。

(食品の譲渡)

第1条 甲は、食品の提供を行う食品関連事業者又は食品を保有する事業者(以下「食品提供事業者」という。)及び個人から提供された食品(以下「提供食品」という。)については、乙の希望を考慮して、譲渡する食品の種類や量、引渡方法や納期を状況に応じて検討し、乙に対しこれを譲渡するものとする。

(提供食品の品質確保)

第2条 甲は、食品衛生法その他関係する法令に適合(賞味期限内であることを含む。)する食品を乙に譲渡するものとする。

(受取先における提供食品の保存の方法及び消費期限又は賞味期限の厳守)

第3条 乙は、提供食品の品質が保持されるよう適切に保存するものとし、定められた消費期限又は賞味期限を厳守するものとする。冷凍食品については、冷凍ストッカー等の冷凍設備を有している団体に限り提供する。また、甲は乙に対して提供食品を適切に取り扱うよう指導することができるものとする。

(受取先における提供食品の転売等の禁止)

第4条 乙は、甲の合意の下に行うフードバンク活動に準ずる利用を除き、提供食品を転売せず、金銭その他の有価物と交換をしないものとする。

(受取先における提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告)

第5条 乙は、提供食品の取扱いに関する情報を記録し、これを3年間保存するものとする。また、甲に対し、提供食品の利用の結果を定期的に報告するものとする。

(責任の所在)

第6条

- (1) 譲渡段階及び消費期限又は賞味期限までの提供食品の品質については、原則、甲及び食品提供事業者において品質を保証するが、譲渡後の保存方法や消費期限又は賞味期限の遵守、ならびに保管・提供は、乙の責任において管理すること。
- (2) 食品衛生上の問題については、譲渡前の原因によるものは甲又は食品提供事業者の責任、譲渡後の原因によるものは乙の責任とする。

(提供食品に係る事故発生時における対応)

第7条 甲と乙は、提供食品に係る事故が発生した場合、甲、乙又は関係する第三者によって行われる調査の結果に基づいて、適用される法令等に従い、原因究明や事後の対応、再発防止策等について、別途誠実に協議するものとする。また、乙は提供食品について事故等が発生した際には、食品提供事業者ではなく、まず甲に連絡するものとする。

(受取先における提供食品の情報の取扱い)

第8条 提供食品の製造・販売者名、食品の名称等に関する情報の公表や取材時における取扱いについては、甲に確認を行い、甲を通じて食品提供事業者からの指示に従うものとする。

(反社会的勢力の排除に関する確約)

第9条 当団体(乙)は、フードバンクかながわ(甲)に対し、次の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又は構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)でないこと。

- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会勢力ではないこと。
- (3) 反社会勢力に自己の名義を使用させ、この合意書を締結するものでないこと。
- (4) 本契約期間中、自ら又は第三者を利用して、この契約（合意書）に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は毀損する行為

- 2 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1) 前項 (1) 又は (2) の確約に反する申告をした場合

(2) 前項 (3) の確約に反した行為をした場合

(3) 前項 (4) の確約に反した行為をした場合

- 3 前項によりこの契約が解除された場合、解除された者は、解除より生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行わない。

（損害補償）

第10条 甲乙いずれかが、自己の責任で相手に損害を与えた場合、協議の上、相手方に対して応分の損害補償を支払うものとする。

（契約解除）

第11条 甲は、乙がこの合意内容に違反した場合、なんらの催促もせずにこの合意を解除することができるものとし、その場合にも乙の甲に対する損害賠償を妨げるものではない。

（合意書の有効期間）

第12条 本合意書の有効期間は、下記日付から満1年間とする。

期間満了の1ヶ月前までに、当事者のいずれからも書面による契約終了の意思表示がない場合には、同一の内容で期間を1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（誠実協議）

第13条 甲乙は、この合意の解釈に疑義が生じた場合又はこの契約に定めない事項が生じた場合は、信義誠実の原則により協議して問題の解決に努めることとする。

本合意の証として、本合意書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

(甲) 住 所 横浜市金沢区富岡東2-4-45

名 称 公益社団法人フードバンクかながわ

代表者名 代表理事 當 具 伸 一 ⑩

サンプル

(乙) 住 所

名 称

代表者名

⑩

提供希望食品等アンケート

送信先: renraku@fb-kanagawa.com

(このアドレス以外には送らないでください。締め切りは受取日の2週間前です)



公益社団法人フードバンクかながわ 行

記入日 2025 年 月 日

【赤枠内は必須項目】	受け取り希望日	受取場所 (口を■に塗りつぶしてください)
	月 日	☐ 麻生センター(バ) ☐ 相模原センター(お) ☐ 海老名センター(お) ☐ 小田原センター(お) ☐ 横浜東部センター(お) ☐ 平塚センター(バ) ☐ あやせセンター(生) ☐ 横浜瀬谷センター(お) ☐ 藤沢センター(お) ☐ フードバンクかながわ倉庫(金沢区) 注: (バ)・・・バザー (お)・・・おうちCO-OP (生)・・・生活の宝
	団体名	連絡先
	代表者	メール TEL
希望提供頻度(口を■に塗りつぶしてください) ☐ 隔週 ☐ 月1回 ☐ その他()		

◆下記の食品種別(項目)で希望する食品名の必要量欄に数量等(目安)をご記入ください

	主な食品名	必要度	一回の必要量		主な食品名	必要度	一回の必要量	
お米	精米1.5kg			調味料類	塩・砂糖			
	精米1.5kg真空パック (※真空は行政・社協のみ)				醤油・味噌			
	もち米				ソース・ケチャップ			
即食品・主食	レトルトご飯				マヨネーズ・ドレッシング			
	アルファ米				めんつゆ類			
	カップ麺				だし類			
	インスタント麺				食用油			
	缶入りパン				お酢			
ほか主食	シリアル他				料理の素			
	乾麺				たれ類			
	パスタ			香辛料				
	切り餅			料理酒(日本酒)				
即食品・副食	小麦粉・米粉・他粉			茶葉ほか	コーヒー・紅茶			
	ふりかけ				日本茶			
	レトルトカレー				麦茶			
	レトルトおかず				ポーション(ミルクなど)			
	即食品・副食	缶詰(肉・魚・豆)			ドリンク類	水(ペット・缶)		
		瓶詰(惣菜ほか)				お茶(ペット・缶)		
		塩昆布				ジュース(ペット・缶)		
		海苔				コーヒー(ペット・缶)		
ほか副食	インスタント味噌汁			菓子・その他	その他飲料			
	インスタントスープ				せんべい類			
	昆布・わかめ				スナック類			
	乾物ほか(干し椎茸)				飴・ガム・チョコ			
乳幼児	カレールー				フルーツ缶			
	シチュールー				デザート(素)			
乳幼児	粉ミルク				ジャム・はちみつ			
	ベビーフード				栄養補助食			
					やわらか食(レトルトなど)			

必要度・・・◎ 常に必要 ○ 必要 △ たまに必要 × 不必要

冷凍食品・・・フードバンクかながわ倉庫(金沢区)での引取りに限定 (※冷凍ストッカー等の冷凍設備を有している

団体のみが対象です) 提供食品は当日の在庫状況によります。スタッフに声をおかけください。

通信欄	
-----	--

- ・提供食品は、在庫状況によりアンケートに添えない場合があります。ご了承ください。
- ・受取日および受け取り時間は厳守してください。詳しくは「利用案内書」をご覧ください。

「利用案内書」はホームページに掲載→





公益社団法人フードバンクかながわ 利 用 報 告 書

(生活困窮者支援団体用) ※行政・社協含む

◆ご記入上の留意点：

- ・この報告書には、フードバンクかながわからのご提供食品に関してのみご記入ください。
- ・食品利用者等の個人情報記入しないでください。(個人が特定できないよう記入下さい)

送信先：renraku@fb-kanagawa.com (メール添付送信不可の場合のみ FAX：045-349-5804)

報告日： 年 月 日

団体名：

報告者名： (所属部署：)

連絡先：Email： @ TEL：

対象期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

受領した食品の分類（種類）	受領した 食品個数(kg)	利用者等への 配布数(kg)	備考欄
◇お米	kg	kg	
◇主食	個	個	
◇副食	個	個	
◇菓子・飲料	個	個	
◇その他	個	個	
◆冷凍食品	個	個	

※受取の確認は「提供食品一覧（出庫伝票控え）」にて行っていただきます。

◆利用者への食品のお渡し方法等（分配形態）

手 段	方 法 等	世帯数
(例) 窓口来訪時	一定期間分を箱詰めし手渡し	2

◆フードバンクかながわに対する提供食品利用者の声や団体からの意見・要望等

1	
2	
3	



公益社団法人フードバンクかながわ

利 用 報 告 書

(施設・子ども食堂・学習支援等)

◆ご記入上の留意点：

- ・この報告書には、フードバンクかながわからのご提供食品に関してのみご記入ください。
- ・食品利用者等の個人情報記入しないでください。(個人が特定できないよう記入下さい)

送信先：info@fb-kanagawa.com (メール添付送信不可の場合のみ FAX：045-349-5804)

報告書： サンプル
年 月 日
団体名：

報告者名： (所属部署：)

連絡先：Email: @ TEL：

対象期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

受領した食品の分類 (種類)	受領した 食品個数 (kg)	利用者等への 配布数 (kg)	備考欄
◇お米	kg	kg	
◇主食	個	個	
◇副食	個	個	
◇菓子・飲料	個	個	
◇その他	個	個	
◆冷凍食品	個	個	

◆施設等記入欄

企画内容	開催 回数	全利用者数 (人)		活動内容 (対象・提供食品・食数・メニュー等)
		子ども	大人	
(例) 子ども食堂	2	15	6	1 回目 小学生対象 10 食 カレー・サラダ等
				2 回目 小・中学生対象 11 食 ご飯・煮魚・味噌汁
(例) 学習支援	1	5	3	中学生の学習支援を行った後、5 名に菓子と飲料を配布

◆フードバンクかながわに対する提供食品利用者の声や団体からの意見・要望等

1	
2	
3	